

## 綾瀬市空家等対策協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市空家等対策協議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく協議会として、綾瀬市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

### (組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 協議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、空家等対策事務主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月17日から施行する。